

平成10年10月18日

事故に学ぶ

ボーイスカウト兄弟水死事故例から

大阪連盟コミッショナー 樽谷 進（弁護士）

一、事故の悲劇

1、平成8年7月、徳島県の山合の静かな清流で川遊び中の2人のボーイスカウトが水死しました。

ボーイスカウト活動中の事故でした。亡くなった2人は兄弟でした。事故現場は、緑につつまれた山合の水も澄んだ浅瀬でした。この場所で事故が発生したとは、信じられない所でした。

事故の発生の翌々日、私はボーイスカウト日本連盟の依頼により事故に対する対応につき相談を受けることとなりました。その事故に基づく損害賠償の示談交渉、民事調停も担当し、刑事事件の弁護人も受任しました。そして平成10年4月、損害賠償請求事件は示談にいたり、同年5月刑事事件は不起訴処分となりました。

水死事故に伴う民事事件、刑事事件を担当した弁護士の立場から、そして大阪連盟コミッショナーとしてボーイスカウト運動に携わる立場から今回の事故についての所感を述べさせて戴きます。

2、損害賠償請求事件は示談という形で決着を見ました。そして示談による損害賠償金は、ボーイスカウト日本連盟加入の損害賠償責任保険から損害賠償額の金額が支払われました。当該団及びリーダーが損害賠償についての金銭的負担を負うことは避けられました。

損害賠償責任保険の有効性が実感でき、関係者はこの点については安堵することができました。

また刑事事件は、活動に携わったビーバー隊隊長、カブ隊隊長、カブ隊デンリーダーが業務上過失致死罪に問われ、送検さ

れたのですが、検察庁は平成10年5月20日、不起訴との結論を出しました。

損害補償は保険金から支払われ、刑事事件はないとの結論で、法的には解決したのです。

3、事案を振り返れば、この事故はいずれの当事者にとっても心に重くのしかかる事故でした。

亡くなったビーバースカウト兄弟の家族は、亡くなった2人のビーバー兄弟とその両親と父親の両親が同居する3世代家族でした。両親はもとより、老夫婦も孫をかわいがっていました。そのかわいい孫2人が、ボーイスカウトのキャンプにいて2人の兄弟が共に死んでしまったのです。たった2人の子供、2人の孫を一瞬にして失った家族にとって、その悲しみははかりしれないものがあります。この悲しみの中では、死に至った経過とか過失云々という議論はないのです。この家族にとっては、「ボーイスカウトのキャンプにいて兄弟がともに死んでしまった」という事実がその全てなのです。

とりわけ、母親の悲憤は強いものでした。母親だからということもあるでしょうが、同居している夫の両親の悲しみを実感するわけですから、一層、憤懣やるかたない思いとなることもわかります。

4、また、ビーバー隊の隊長と、ビーバー兄弟の父親は同級生でした。父親とビーバー隊長が同級生ということで、2人の兄弟はビーバー隊に入ったのです。人口1万人に満たない町でリーダーと死亡したビーバー兄弟の親が親しい同級生という間柄なのです。ここにも言葉にならない重苦しさがあるのです。

団委員長は同じ町で商店を経営し、副団委員長も商店経営、ビーバー隊長は同じ町に勤めている。同じ町の中に、団関係者と死亡したビーバー兄弟の家族がいるのです。そして、家族も徒歩圏です。

団関係者、リーダーと死亡したビーバー兄弟の家族が同じ生活圏で生活し、同級生という関係にあり、共通の友人をもつ、そうした環境の中なのです。そうした環境なので、いずれの当

事者にとっても、事故後の数日はその周囲の人々を含め、言葉にいつくせぬ重苦しい日々となりました。

ビーバー隊の隊長は、事故後何日も眠れない日々を送りました。精神的に限界に来ていたのでしょう、その立ち振るまいが尋常でなく、まわりの家族が別の事件が起こるのではと心配するほどでした。

5、ビーバー隊の隊長も団関係者も、ビーバー兄弟の親も悩み、苦しみつづけました。1年8月の歳月を経てようやく心の中に落ちつくところが見えてきたのでしょうか。幸いにして、本年4月、示談による解決につなげることができました。

ビーバー兄弟の遺族の損害賠償請求額は1億2256万円でした。この請求に対し金5100万円を支払うとの内容で示談が成立しました。

この事故が地域社会におけるボーイスカウト活動に与えた影響が大きかったことから、そして地域の間人間関係に与えた影響が大きかったことから、示談の中に亡くなったビーバー兄弟の遺族においては、当該団が今後共、地域においてボーイスカウト活動を継続して行うことにつき理解を示すとの条項も加えて戴きました。

亡くなったビーバー兄弟の両親に、示談の中で、ボーイスカウト活動についての理解を得ました。

活動中の事故は、ボーイスカウト活動を停滞させてしまいます。事故は団関係者、リーダーと保護者の間人間関係を、地域社会における人間関係を、日常の生活の場における人間関係を危うくし、時には崩壊させてしまいます。今回はまだしも、幸運にも解決ができましたが、心の傷の修復は並大抵ではありません。

事故が与える悲劇の大きさを今さらながら痛感しました。

二、事故の経過

1、ボーイスカウトN第1団

N第1団には、ビーバー隊、カブ隊、ボーイ隊とシニアー隊がありました。ビーバー隊隊長はスカウトの母親で平成8年4月に就任したばかりです。研修所は未だ終了していません。ビーバー隊隊長はビーバー隊のプログラムを運営するのにまだ自信がもてないと言うことで、4月の就任以来ベテランの隊長がいるカブ隊と共に行動することが多かったのです。

2、ボーイスカウトN第1団の団キャンプ

平成8年の年間プログラムの中で、ボーイスカウトN第1団ビーバー隊、カブ隊は年間プログラムとして、木沢村において実施される“つらら祭り”への参加を予定していました。それは平成8年7月27日、28日と1泊2日の日程でした。

ボーイ隊、シニアー隊は7月27、28日にキャンプをすることを年間プログラムでは予定していませんでしたが、8月に県野営大会があることから、その訓練キャンプを兼ねて参加しようということになりました。それで、つらら祭り参加を含めたキャンプは団キャンプとして実施することになりました。

3、下見

7月7日、カブ隊の隊長とデンリーダーの二人はビーバー、カブが舎営に予定している十二社社務所とその周辺、ボーイ、シニアーの野営予定地、そして、カブ、ビーバーの水遊びの場所を下見しました。

プログラムに予定している水遊びの場所として、橋の下付近を下見しました。水深は20～50センチメートルと浅く、周辺も平であり、岩や危険がないので適当な場所と判断しました。その時カブ隊隊長は川の中に入り、棒で水深の確認もしました。

その後、キャンプ地に最寄りの診療所の場所と医師の所在の有無、電話番号を確認しました。

4、事前準備

7月10日、N第1団は、N第1団ファミリーキャンプの案

内状をカブとビーバーの保護者に配布しました。7月14日の日曜日、ビーバー隊、カブ隊は合同隊集会をしました。この時、泳げる子、泳げない子の調査をしています。そして、隊集会の後、近くの福祉センターで保護者に対し、キャンプの説明会を行いました。この日の出欠状況は、次のとおりでした。

ビーバースカウト	7人中5人が出席
ビーバー保護者	7人中4人が出席
カブスカウト	9人中9人が出席
カブ保護者	9人中3人が出席

説明会の場では、所持品の説明と、水遊びを含めたプログラムの説明をしました。そして、ビーバーの保護者にはできるだけ同行してくれるように依頼しました。保護者からは特に意見はありませんでした。

説明会に欠席した保護者にはビーバー隊長、カブ隊長が個別に電話をしたり、直接合って説明をしたりしました。

ビーバースカウトのX君は小学校1年生でした。X君には保育園年長組の弟Yがおり、4月からはY弟も一緒にビーバー隊の集会に出席していました。団としてはYをビーバースカウトじゃないが仮入隊員というあつかいをしていました。

X Y兄弟は7月14日の隊集会には欠席し、保護者も説明会に来ませんでした。ビーバー隊の隊長はX Y兄弟の母親に電話連絡をして、「団ファミリーキャンプ」の日程を渡し、参加の有無を確認しました。「X Y兄弟は出席で、保護者の同行はなし」ということでした。ビーバー隊隊長はその後X Y兄弟の父親にも電話し、父親の同行を求めました。父親は7月27日だけなら参加できるということであったが、父親は私が先に帰ると弟のYは甘えん坊なので、泣くかもしれんからやっぱりやめるといい、結局X Y兄弟の保護者は参加しませんでした。

5 , キャンプの実施

7月27日午前9時、スカウトハウスに参加者全員が集合し

ました

ビーバー隊	隊長、	スカウト	5名
		仮入隊	2名
カブ隊	隊長	デンリーダー	1名
		スカウト	6名
保護者	6名	スカウトの兄弟	2名
ボーイ隊	隊長、	スカウト	9名

合計34名、内訳 指導者4名 スカウト22名 保護者6名
その他2名でした。

34名が団委員や、指導者の乗車、トラック計7台に分乗して出発しました。午前11時30分、ビーバー、カブの舎営場所、十二社社務所に到着しました。そして、社務所に入って昼食をとりました。

スカウトが昼食をとっている間、カブ隊の隊長は水遊びの場所の下見に行きました。7月7日下見をした橋の下の河原は、川の水位が下がって干上がっていて、水遊びはできない状態になっていました。これは、村が“つらら祭り”をする河原を広くするために、下流にあるダムの水を放流して、水位を下げたので、橋の下あたりは干上がって広場になっていたのです。それで、橋の下から少し下流の場所に水遊びの場所を変更することとしました。カブ隊長は水遊びの場所で水に入り、木の棒で深さを確かめた所深さは30～40cmでした。

カブ隊隊長が選んだ水遊びの場所は30～40cmの水深で少し下流にダムがあり、水がせき止められているので、流れはなく水は透明で、川底がハッキリ見え、川底にはコケもない。河原は広く、平らである。そして、静寂な場所でした。

午後1時、ボーイ隊は、テント設営場所に移動し、設営を始めました。

6、水遊び

午後1時過ぎ、ビーバー隊、カブ隊は、社務所からすぐ前の河原へ降り、荷物を置き、スカウト達は、河原で着替えた後、水遊びをする位置へ移動しました。水遊びの場所の河原には、パラソルを立てました。

午後 1 時 5 0 分、水遊びの場所で、カブ隊の隊長が、カブ隊、ビーバー隊のスカウトを集合させました。ビーバースカウト 7 名、カブスカウト 6 名でした。この時この場所にはスカウト、カブ隊隊長の他に、ビーバー隊隊長、デンリーダー 1 名、保護者 4 名が居ました。

カブ隊隊長は集合したスカウトに対して、「危険な遊びはするな。」「危険なところにはいくな。」「この場所から離れるな。」と注意しました。そして、カブ隊隊長は水際から、川の中に 4 メートル位入り、遊ぶ範囲は水際からここまでと、隊長が立っているここから、あのあたりまでと約 7 メートルくらい先を指差して指示しました。この際、スカウト達は立ったままで、ざわざわした状態でした。

そして、カブ隊隊長はデンリーダー 1 名と保護者 4 名に監視を依頼しました。その依頼にあたり、監視についての具体的な方法についての指示はしていません。

午後 2 時頃、水遊びを開始しました。保護者の 1 人は川の中に入り、監視をしていました。ビーバー隊隊長とデンリーダー 1 名、保護者 3 名はパラソルの付近で監視していました。

水遊び開始後、カブ隊の隊長は笛をもっていないことに気付いたので、笛をとりに荷物の置いてあるところへいったところ、つらら祭りの担当者との出会い、その場でプログラムに予定しているあめごのつかみどりの話となり、水遊びの場所へ戻るのが遅れていました。

ビーバー隊隊長は、地元の人にビーバー、カブの荷物を置いていた位置が、つらら祭りのイベントの準備をするのに邪魔になるので、移動するようにいわれ、荷物移動にかかりました。この間ビーバー隊隊長はみずあそびの場所から約 3 0 メートル離れた位置にいました。

水遊び中、デンリーダーは、3 , 4 回声を出して人数確認をしました。

午後 2 時 3 0 分、休憩のためスカウト全員を川から岸にあげました。スカウトは、休憩中、石ころで遊んだりしていました。

1 0 分間休憩の予定であったが、1 0 分間では学校と同じだとスカウトがいたので、1 分早めて 9 分間の休憩後、水遊

びを再開しました。

7、事故の発生

午後2時39分、水遊びを再開しました。この時は全員がいました。水遊びを再開すると、川の中へ入って遊ぶものは7名で、岸でそのまま遊んでいるスカウトが6名いました。岸にいたスカウトは、そのうち、川の中の方へ移動したり、また、戻ったりしていました。X Y兄弟は川の中から岸へ上がり、岸にいた保護者の背後へ行き、水遊びの場所から離れました。

デンリーダーが20メートル程離れたところへお茶をとりに行く際、X Y兄弟が離れた場所にいるのに気づき、X Yに元の場所へ戻るようにいいました。

午後2時45分、デンリーダーが水遊びの場所へ戻ったところ、X Y兄弟の姿が見当たらなかった。監視をしている保護者にX Y兄弟を見なかったかと尋ねるがわからない。それで、デンリーダー、保護者4名でX Yの所在を捜しました。流れのない静水の静かな谷間で、この間に異常な水音や助けを求める声を聞いた者はいませんでした。

午後2時50分、保護者の1人がAの位置に弟Y、Iの位置に兄Xが、それぞれ川底に、沈んでいるのを発見しました。Aの位置の水深は75cm、Iの位置の水深は30cm、指導者、保護者がX Yを岸へ引き上げ、ビーバーの隊長、カブの隊長、ボーイ隊長、デンリーダーが、人工呼吸、心臓マッサージを施術しました。

午後3時5分、患者搬送車到着し、X Yに対し、人工呼吸、心臓マッサージをつづけながら病院に搬送しました。

午後3時15分 病院に到着

午後3時50分 Y弟死亡

午後4時 X兄死亡

なお、弟Yは身長102.2cm 体重14.7kg、兄Xは身長107.8cm 体重17.8kgでした。

三．事故後の経過

1，弔問

ビーバースカウト兄弟のお通夜、葬儀、初七日には、団委員長、隊長はじめ、団関係者が参列しました。県連盟からも理事長らが弔問しました。

日本連盟からは、第4回日本ベンチャー大会阿南基地を訪れた中央審議会議員N氏、国際副コミッショナーI氏が、弔問しました。そして、N第1団は弔問を微し、ボーイスカウト活動を停止しました。

2，スカウト保険

N第1団は、準記名式のスカウト傷害保険に加入していました。その保険内容は、死亡・後遺障害につき、1人につき450万円を限度とする傷害保険でした。

N第1団において、XY2名についてスカウト傷害保険支払手続を進めました。Xについては、小学校1年生のビーバースカウトですので、支払につき問題はありませんでした。弟Yの保健支払請求については、Yは幼稚園年長組の7月ですので、これはビーバースカウトなのか問題となりました。N第1団は、ビーバーの仮入隊であると繰り返し説明し、結果として、Yについても450万円の支払がなされました。

3，損害賠償請求

N第1団は、XYの2人の死亡という結果の重大さから、日本連盟が加入しております損害賠償請求保健の支払を打診しました。

損害賠償責任保険は、指導者に過失がある対人損害につき、支払われる保険です。保険額は、1名につき5000万円、1事故につき3億円を限度とするものです。

損害賠償責任保険の保険会社は、担当者と顧問弁護士を現地に派遣し、事故態様、指導者の過失の有無及び過失の割合等を検討した結果に基づいて、保険金支払額を提示しました。

その金額は、N第1団関係者においても、とうていXYの保護者が受け入れる金額とは思えないものでした。団委員長は、

「私の責任が重くなってもいいから支払額を引き上げて欲しい」と発言されました。

保険会社提示の損害賠償額は、X Yの保護者において受け入れられず、平成8年12月、阿南簡易裁判所に民事調停の申立がなされました。ビーバースカウト兄弟X Yの保護者が求めた請求額は、2人分で1億2256万円でした。

4、業務上過失被疑事件

2人の児童が死亡したという結果の重大性から、県警は、業務上過失被疑事件として捜査をはじめました。

主として、事故現場にいた指導者に対する事情聴取でした。県コミッショナーも事情聴取を受けました。活動内容や、指導者の資格・研修内容についても尋ねられ、ボーイスカウト関係の書籍・規約集、隊長ハンドブックについて、実費を支払うから取り寄せて欲しいとの申し入れも受けたときいております。

県警は、捜査に着手しましたが、性急に事件処理をせず、ボーイスカウト側とX Yの保護者との話し合いや、損害賠償についての話し合いの経過を見守るとの対応でした。

5、弁護士選任

N第1団は、今回の事故についての法的な問題は、専門家である弁護士に委ねざるを得ないと判断しました。

はじめに、県内のボーイスカウト関係者の紹介で、県内の弁護士に相談しました。しかし、N第1団関係者は、自分たちの意向が伝わらないと思えたので、委任せず相談にとどめました。

次に、損害賠償責任保険の保険会社が、同社の顧問弁護士を代理人弁護士に選任することを勧めました。

保険にかかる事故処理については、経験豊富とのことで相談しましたが、やはり団関係者の思いが伝えられないように思え、委任はしませんでした。

そして、遠方になるが、ボーイスカウト活動に携わっている大阪連盟コミッショナーである大阪弁護士会所属の弁護士に委任したいとの申し入れをなし、同弁護士が受任しました。

6 , 解決のために

後日、本件の刑事事件を担当された検事は「この事故記録を見ると、ほんとうに気が重くなるんです、不幸な事件です」と述べられたように、本件事故は心に重くのしかかる事件です。

受任後、私は

損害賠償額は、保険支払額とし、団関係者、指導者が個人的出費をすることはしない。

刑事事件は極力不起訴の方向で対応する。

との方向性を団関係者・指導者に話し、その方向で協力できるか打診しました。

昭和56年に発生しました奈良のカブスカウトの交通事故では、民事の損害賠償責任を問われた隊長が、その対応に耐えられず、夜逃げをしたということがありました。

また、昭和62年、浜松市で発生しましたボーイスカウト活動中の暗夜行路というゲーム中の死亡事故では、隊長が保険金に私財を上積みして、解決したときいております。

ボランティアの指導者につき、かような結果はあまりにも酷です。ですから、損害賠償額は保険支払額の範囲内とする、団関係者・指導者は、自ら損害額の上積みをしていない解決をめざす。

しかし、そのためにはX Yの保護者、保険会社双方の協力を求めなければならず、道は険しく、遠いこととなるかもしれない。

けれど、本件事故の解決は、ボーイスカウト活動全体に対する影響、ボーイスカウトに限らず、ボランティア活動全体に対する影響を考慮し、遠く険しい道になるかもしれないが協力していただきたい旨、理解を得ました。

更に、刑事事件に及ぶというのも、ボランティアの指導者に対しては過酷です。浜松のボーイスカウトの死亡事故では、隊長が罰金20万円の刑事処分を受けております。浜松の隊長は、副長らに迷惑を及ぼしたくないとの気持ちから、全て私の指導が悪かったと全責任を自ら引き受けたがために、罰金刑となったのです。

今回、場面によっては、指導者の過失の程度を全面的に争うことになるかもしれない。

しかし、ボランティアの指導者に故意に近い重過失がない限り、刑事罰を受けるということは、避けなければならない。

こうしたボーイスカウト活動全体を見据えた解決に重点をおく方向で進めることに理解を得ました。

7、損害賠償請求事件

ビーバースカウト兄弟X Yの保護者は、保険会社提示の損害賠償では納得できないので、N第1団のビーバー隊長、カブ隊長、デンリーダー、ボーイ隊長、シニア隊長及び、ボーイスカウト日本連盟を相手方として、平成8年12月、阿南簡易裁判所に調停申立を行いました。請求金額は2人分で計1億2256万円でした。

この調停でのビーバースカウト兄弟X Yの保護者の被害感情は、非常に強いものでした。それが次の形で表現されました。

キャンプ出発の日、ビーバー隊長は自分の車で、ビーバースカウトX Yを迎えに行ったという事実がありました。N第1団は地方の団です。地方で公的な交通機関に頼れない地域では、指導者や団委員の車に分乗して活動地へ移動することがあるのです。お互いに迎えに行ったり送っていったりすることがあるのです。このキャンプの時は、たまたまビーバー隊長が、ビーバースカウト兄弟を迎えにいったのです。このことを、ビーバースカウト兄弟の保護者は「ビーバーの隊長が、うちの子を連れて行って死なせた」と表現したのです。この表現はビーバー隊長の心を深く傷つけました。被害感情のつよさから出た言葉が、相手を傷つけた。これは一つの例です。

ボランティア活動の立場から理解を求めようとするのと、被害感情の強さとの隔たりが余りに大きく、調停での調整は不可能という結論になり、調停は打ち切りとなりました。

調停不調の後も、地元有力者の仲買等で話し合いの機会を持ちましたが、これも平行線のままで、歩み寄りができませんでした。双方の弁護士間でも、接点を求めて協議を継続しました。

ビーバースカウトX Yの保護者においては、X Y及びその保護者側の過失割合が、50%以上というのは絶対に容認できないという姿勢であり、ボーイスカウト側も、指導者の過失5

0%を超えるという解決では、刑事事件への波及を考えると容認できないことでした。

1年余の歳月は、過失割合を玉虫色にする方向での解決に合意点を見つけました。そして、双方の過失割合を明記せず、又、損害額の内訳も明記せず、総計5100万円とする合意でもって解決に至ったのです。

日本連盟加入の損害賠償責任保険の保険会社、大東京火災海上保険株式会社には、こうした解決につき強力と了解をして戴きました。

その結果、和解金5100万円は損害賠償責任保険から支払われることとなり、損害賠償請求にかかる弁護士費用も、賠償責任保険から支払われ、団および指導者の自己負担は0ということとなりました。

より正確に述べますと、保険の免責金額が1万円ですので、団の負担金が金1万円ということになります。

平成10年4月6日、双方の弁護士間において、示談書を交わしました。

その示談書の中に、ビーバースカウト兄弟XYの保護者において、ボーイスカウト活動に理解を示し、この活動の継続に理解をする旨の条項設置に了解を得ました。

8、業務上過失致死被疑事件

ビーバースカウト兄弟XYの水死事故は、業務上過失致死被疑事件として、県警から検察庁に送検されました。

検察庁の担当検事は「この事件は気の重くなる、双方にとって不幸な事件」と表現しました。2人の児童が同時に水死したという結果の重大性、そして指導者の指導について過失なしとは言えないとの事実の指摘がありました。

担当検事がもつ記録の中には、ボーイスカウトの関係書籍があり、日本連盟健康安全委員会主催の救急法開設研究会での安全講習の資料も綴られていました。

担当検事は、2人死亡という結果の重大性、そして、昭和62年、浜松でのスカウト活動中の死亡事故に対する処分との均衡を指摘しました。

検察庁の処分の意向は、正式起訴ではなく、略式手続きによる罰金という方向であると感じ取れました。2人の死亡という事実を考慮したとき、略式手続きによる罰金というのは、ボーイスカウト活動につき配慮した内容です。

こうした検察庁の配慮を理解しつつ、なおボーイスカウト指導者の奉仕の献身性、奉仕時間の多さ、その内容も献身的な奉仕であることを、活動に即し細かく主張しました。

また、ボランティアであるボーイスカウト指導者に対する刑事罰が社会に与える影響の大きさも主張し、不起訴処分の陳述を重ねました。

平成10年5月20日、検察庁は本件事故を不起訴処分とする旨の結論を出しました。その結論を担当検事が直接、担当弁護士に電話で伝えてくれました。

9、終わりに

事故にかかる民事・刑事事件が解決を見た後の平成10年6月9日、ボーイスカウト関係者が揃って、ビーバースカウト兄弟XYの保護者宅を弔問しました。日本連盟から杉原総コミッショナー、そして県連盟理事長、地区委員長、N第1団団委員長、副団委員長、ビーバー隊隊長、カブ隊隊長、デンリーダーが揃ってXYの冥福を祈りました。私も担当弁護士として同行しました。

本件事故は、幸いにして解決を見ることができました。

四．事故に学ぶ

ビーバースカウト兄弟の水死事故から、ボーイスカウト活動を行う上で、学ぶべきことがいくつかあります。

1，仮入隊

ビーバースカウトの対象者は、小学校就学直前の1月から、小学校2年生までの児童です。ただし、団において対応ができるビーバー隊においては、小学校就学前の9月から小学校2年生までの児童を対象とすることができます。

ビーバースカウトに仮入隊できるのも、小学校就学前の9月からです。ところが、小学校就学前の9月において、ビーバー隊に仮入隊させている例があるようです。兄がビーバー隊にいたので、その弟をビーバーの年齢に達していないが、仮入隊として扱っているという事例です。そうした仮入隊扱いをスモールビーバーと呼んだりしている例もあります。

この場合、万が一事故が発生した場合、ビーバー年齢未満の者についてはスカウト傷害保険からの支払について、疑問があります。

ビーバースカウト兄弟水死事故の場合、死亡した2人のうち、弟は小学校就学前の7月でした。ですから、規約の上からはビーバーの仮入隊員に該当しません。

この事故の場合、スカウト傷害保険から保険金が支払われましたが、この扱いが、一般的に行われるかどうか疑問の残るところです。この点留意しておく必要があります。

2，責任能力

事故が発生した場合、子供の安全に対する判断能力が問題となります。小学校1年生と小学校就学前の児童とでは、法律上、その判断能力の扱いにつき差異がみられるのです。

裁判の事例からみますと、小学校1年生であれば、危険に対する判断能力があるとする事例が多数であり、小学校1年生では危険に対する判断能力がないとする事例は少数です。

ですから小学校1年生であれば、危険に対する判断ができると考えていいのです。ところが、小学校就学前の児童については危険に対する判断能力につき、裁判所の判断は事例により分

かれています。

幼稚園年長組については、危険に対する判断能力につき、ある時は判断できるとし、ある時はできないとしています。発育度にもより、この年代は、判断が割れるところなのです。

児童に判断能力がないということになると、引率している指導者にその負担がかかるのです。このことを十分に承知しておくことが必要です。

ビーバー水死事故においても、とりわけ幼稚園年長組であった弟の判断能力につき、その両親の弁護士は判断能力がないとの主張を強く打ち出していました。

小学校就学前の9月からビーバー隊に入隊させることができますが、それは、「対応できる団」においてです。小学校就学前の児童をビーバー隊に入隊させる場合、その団は、安全確保について、それなりの態勢をもち、且つ、その覚悟をもって、入団を認めるということなのです。

事故という側面から見たとき、小学校就学前の児童を活動に取り入れることは、それ相応の準備と覚悟が必要ということなのです。毎年9月か10月にビーバーからカブに上進させた後、ビーバーの人数が減るので、小学校就学前の児童を早くに入れたほうが活動がし易いといったこともあるのですが。そのことだけで判断せず、こうした判断能力については十分でない児童の受け入れにつき、団、及びビーバー指導者は、今一度思い返して戴きたい。

3、宿泊を伴うプログラム

ビーバースカウト活動においては、宿泊を伴うプログラムは原則として禁止というのが、日本連盟の指導方針です。

ビーバー隊長ハンドブックには、「野外でのキャンプはもちろんのこと、他の施設に宿泊するのは、好ましくありません。」と記述されています（ビーバースカウト隊長ハンドブック・70項）。

しかし、現状は多くのビーバー隊において宿泊を伴うプログラムを実施しています。ビーバー水死事故も1泊2日のキャンプ中の事故でした。この日本連盟の指針と現実のギャップは、

困難な問題を提起します、即ち、「原則として禁止されているビーバーの宿泊プログラム中に事故が発生した場合、宿泊プログラム自体が原則禁止なのに、それを強行し、その結果事故を発生させたのであるから、これを強行した隊長、団委員長への責任は明らかとの指弾を受けた場合、その反論に困窮するのです。」

こうした問題があるので、中央審議会議員として、平成8年以来、ビーバー宿泊プログラムを一定の範囲内で認める方向での検討を提案してきましたが、日本連盟は重ねてビーバーの宿泊プログラムについて、認容に変更する必要はない旨回答しています。

大阪連盟におきましては日本連盟の対応では、万一の事故の場合に対応しきれないことを考慮し、平成9年5月、ビーバーの宿泊プログラムについて、その基準を明示し、基準に添った形での宿泊プログラムを認める方針を、大阪連盟コミッショナーの指導として提示しています。

大阪連盟においては、連盟内の活動状況、指導者の能力に鑑み、その地域性からビーバーの宿泊プログラムを認めています。

これは、緊急処置です。万一、ビーバー宿泊プログラム中に事故が発生しても、大阪連盟の指導方針に従って活動していたものとの主張ができるように考慮したものです。

日本連盟において、ビーバーの宿泊を伴うプログラムについて、認める方向での指針を早急に提示すべきと考えます。

4、ビーバー・カブ合同プログラム

ビーバー水死事故の場合、ビーバー隊・カブ隊は、合同での水遊びを予定しており、予定通り実施しました。実施にあたって、水遊びの範囲や、注意事項を説明したのはカブ隊の隊長でした。カブ隊の隊長は普段カブ隊のスカウトに説明するように、カブスカウト向に説明したのです。

ビーバーと一緒に行動する場合、その説明はビーバー向に繰り返し、繰り返し、わかり易く説明する必要があります。

例えば、水遊びの範囲を指定する場合、カブスカウトになら

あの岩までと指指すことでわからせても、ビーバーに対しては岩の上にリーダーが立って、ここまで、と説明しておく必要があるでしょう。もちろん、カブスカウトに対しても水遊びの範囲を明示するため、リーダーがその岩に立って説明するのはよりよいことにちがいありません。

カブ隊・ビーバー隊が合同プログラムを組み実施する場合、ビーバースカウト・カブスカウトそれぞれの理解度を念頭において、指導をする必要があるのです。

5 , 損害賠償責任保険金額

日本連盟加入のボーイスカウト損害賠償責任保険は、一人5000万円、1事故3億円が上限となっています。今回の事故でなくなったビーバーの両親が、請求した金額は当初、1人につき6000万円でした。6000万円の算出方法について、請求する側は高い目の数値でもって算出する傾向にあります。が、今回請求の計算方法は高い目ではありますが、不当な算出方法ではなかったのです。

リーダー側に100%過失がある事例であれば、一人5000万円の請求を越える事案もありうるのです。このことを思うと、上限1人5000万円という金額では、これを越えることも予測できるのです。

一人5000万円1事故3億円の損害賠償責任保険金の上限引き上げを検討すべきです。

原稿に追記しました

2000年(平成12年)5月現在 1名1億円

1事故5億円に引き上げられております。

(2001年6月10日奈良県連盟まほろば地区 健康安全委員長 廣口 登)

6 , 傷害保険

スカウト傷害保険の保険金は上限が500万円です。今日の時代、児童が死亡した場合、その児童に過失があり、指導者は全く過失がない事案であっても、500万円というのは心情としておさまらない金額です。指導者の過失の有無にかかわらず、

事故がおこれば少なくとも1000万円、できれば2000万円の金額がまず支払われることが大切です。

それにより気持ちが変わります。今回のビーバー水死事故の場合、その団が加入していたスカウト傷害保険は450万円でした。これが2000万円の補償金であったなら、示談交渉の展開も変わったことでしょうし、指導者の精神的負担の軽減には役立ったと思われます。

スカウト傷害保険の保険上限を、2000万円に改善することが肝要です。現在、スポーツ安全保険は、死亡・後遺障害についての保険金が2000万円となっています。そして、ボーイスカウトの各団は、スポーツ安全保険に加入できますので、現時点では、スポーツ安全保険の利用を進めるべきです。現在、日本連盟も、スポーツ安全保険を推奨しております。この周知が必要です。

五．まとめ

今回の、ビーバースカウト兄弟水死事故は、悲しく、心が塞がる程に重い事件でした。代理人弁護士でさえそうなのですから、当事者の方々の心痛は、察するにあまりあることと存じます。

この事件が、1年8月の歳月を得て解決をみましたが、これは、なくなられたビーバースカウト兄弟の保護者の理解もあつてのことです。

解決をみた今、この事件の解決が、今後に与える影響について触れておきます。

本件では、民事での損害補償金額が、全額日本連盟加入の損害賠償責任保険から支払われました。担当団、担当指導者が「自腹を切ったの出費」をしない形で解決しました。これは、先例となります。万一の事故が発生しても、損害賠償責任保険でもって、補填されるという実績ができたのです。

次に、スカウト活動中に、万一死亡事故が発生した場合、昭和62年の浜松での死亡事故は、引率隊長につき罰金刑でした。

その先例に加えて、今回スカウト2人の死亡事故で不起訴という先例が加わったのです。これは、今後あつてはならないことですが、万一事故が発生した場合の検察庁の処分についての先例となります。

悲しい事故、繰り返されてはならない事故の解決の中で、ボランティアとしてボーイスカウト活動に携わる者にとっては、過剰な不安を抱かずに済む、落ち着いたの良い結果であったと判断します。

(平成10年10月18日 県コミショナー研究集会)

《参考図書》

ビーバー隊 隊長ハンドブック	日本連盟発行
野外活動の安全Q & A	大阪連盟発行
野外活動の安全 Q & A	大阪連盟発行

《問合先》

樽谷法律事務所 所長弁護士 樽谷 進

〒530 - 0047

大阪市北区西天満1 - 9 - 13

パークビル中之島9階901号

TEL 06 - 365 - 7300

FAX 06 - 365 - 7363

8年7月10日

N第1団ファミリーキャンプ

テーマ がまん大会に挑戦

とき 7月27日～7月28日
集合場所 スカウトハウス(27日09:00)
ところ N郡木沢村河川敷

個人携行品 寝袋 携帯用いす 着替え 水泳着
虫ペール
サンダル(不要の靴でも可) 持薬
米2合(1合づつ袋詰め) 日焼け止め
アルミマット(あれば)

参加費 1000円(ファミリーキャンプ代のみ)

参加出欠 7月20日迄各隊長に

つらら祭り 7月28日(10時受付)

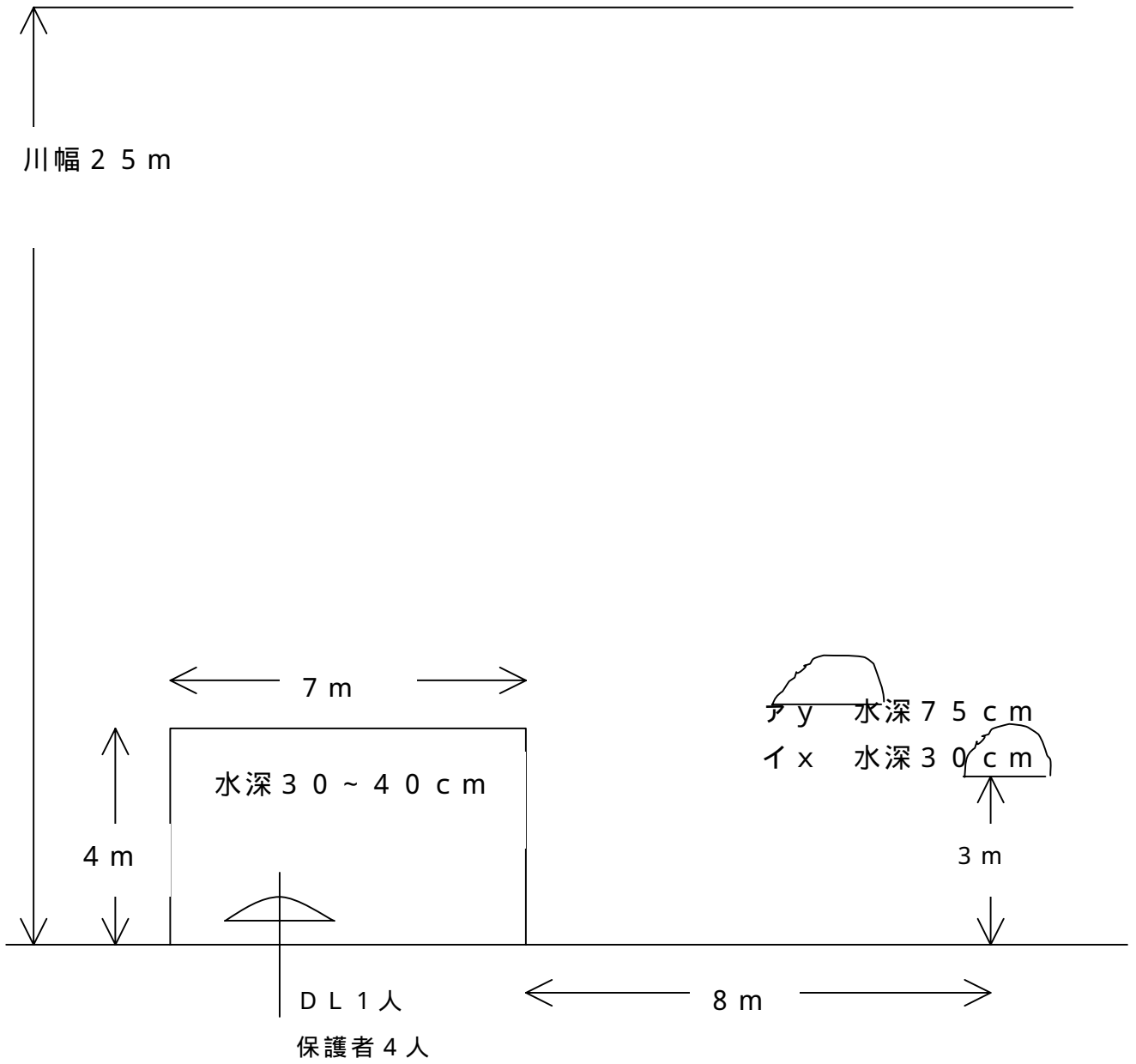
参加費 小学生 300円 中学生以上 500円

あめごのつかみ取り 700円 そうめん400円

イベント内容 がまん大会 そうめん早食い競走
きこり大会 宝探し あめごのつかみ
取り 雪合戦

(文字、内容とも原本のままです)

見取り図



大阪連盟コミッショナー
樽 谷 進殿

平成 11 年 4 月 19 日

奈良連盟コミッショナー
増 田 正

文章の訂正について（ご依頼）

桜の季節も終わり、新緑の候となってまいりました。日頃はボーイスカウト活動にて大変お世話になっております。

さて、先般、平成 10 年 10 月に開催されました平成 10 年度第一回コミッショナー研究集会の際の事前送付資料：「事故に学ぶ」の文章の中に事実と異なる内容が記載されておりますので、訂正していただきたくご依頼申し上げます。

記

事前送付資料： の 11 ページの上から 8 行目から 10 行目までの文章で「昭和 56 年に発生しました奈良のカブスカウトの事故では、民事の損害賠償責任を問われた隊長が、その対応に耐えられず、夜逃げをしたということがありました。」と書かれてありますが、事実誤認で、民事の損害賠償責任も問われておりませんし、隊長が夜逃げをした事実もございません。

よって上記文章は誤りである旨、文面にてご回答いただきたくご依頼申し上げます。

以 上

訂正 このページ記載の 8 行目から 10 行目と原稿にあるのが、印刷の関係上、行がずれております。

（2001 年 6 月 10 日 奈良県連盟まほろば地区 健康安全委員長 廣口 登）

平成 1 1 年 4 月 2 8 日

増 田 正 様

樽 谷 進

冠省

「事故に学ぶ」の文章につき、ご依頼のありました「奈良のカブスカウト」の件は、昭和 5 6 年の事故当時、当該団の団委員長をされていた方から、お聞きした内容でもって記載したものです。

当該団の団委員長からお聞きした内容ですので、事実を話されたものと認識をしております。もし、事実が誤っているのでしたら、御教示下さい。